

(1) 学校施設の長寿命化及び災害対策等について

1 学校施設整備の基本的な方針（北栄町学校施設長寿命化計画（R元.12月）より抜粋）

(1) 教育施設の規模・配置計画等の方針

本町の教育施設については、これまで形成された地域コミュニティを維持するため、原則として現在の配置を維持するものとする。

今後、建替え時期を迎える前には、児童生徒数の規模、必要な学級数などを総合的に勘案し、また、小中一貫校など床面積の縮減を目指しながら施設規模の適正化を検討していく必要がある。

(2) 改修等の基本的な方針

①長寿命化の方針、目標耐用年数

適切な時期に大規模改造や長寿命化改修を実施することを前提に、全ての建築物の目標耐用年数を80年とする。

ただし、建築後40年程度経過した施設など、目標耐用年数までの期間が少なく老朽化が著しい建物については、その時の財政状況や費用対効果を検証しながら、長寿命化改修の実施の有無や対策メニューを検討していく。

②改修周期の設定

長寿命化の方針に従い、建築後80年まで使用することを目標に、大規模改造を建築後20年と60年、長寿命化改修を建築後40年で実施していくことを基本とする。

また、長寿命化改修を実施しない施設についても、現状のまま日常修繕や大規模改造のみで対応し、80年まで使用することを目標とする。

2 児童・生徒数の推移見込み

(人)							
学校	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
北条小	379	360	340	332	324	301	279
大栄小	336	330	315	323	317	300	293
北条中	206	197	213	206	197	178	173
大栄中	190	198	187	180	167	159	156
合計	1,111	1,085	1,055	1,041	1,005	938	901

※R8以降の人数は、各学校の所属年齢の児童生徒数としており、転入転出は加味していない。

3 建物情報一覧表（北栄町学校施設長寿命化計画より抜粋）

											基準 2019					構造躯体の健全性					劣化状況評価				
通し 番号	施設名	建物名	用途区分		構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数	耐震安全性			長寿命化判定			屋根・ 屋上	外 壁	内 部 仕 上	電 気 設 備	機 械 設 備	健全度 (100点 満点)			
			学校種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮 強度 (N/㎡)	試算上 の区分									
R6 改修	1	北条小学校	北校舎	小学校	校舎	RC	2	1,099	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
	2	北条小学校	西校舎	小学校	校舎	RC	2	777	1991	H3	28	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75		
	3	北条小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	1	1,391	2003	H15	16	新	-	-	-	-	長寿命	A	B	A	A	A	93		
	4	北条小学校	本校舎	小学校	校舎	RC	3	3,096	2009	H21	10	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	A	A	A	88		
	5	大栄小学校	校舎(教室棟)	小学校	校舎	RC	3	2,364	1974	S49	45	旧	済	済	H12	29.2	長寿命	C	C	D	C	D	25		
	6	大栄小学校	校舎(教室棟増築)	小学校	校舎	RC	3	312	1985	S60	34	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	D	C	D	25		
	7	大栄小学校	校舎(管理棟)	小学校	校舎	RC	3	2,871	1975	S50	44	旧	済	済	H12	29.2	長寿命	C	C	D	B	D	30		
	8	大栄小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	1	1,029	1975	S50	44	旧	済	済	H19	29.2	長寿命	B	C	B	C	D	52		
R3 改修	9	北条中学校	校舎	中学校	校舎	RC	3	4,601	1995	H7	24	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62		
	10	北条中学校	屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	1,505	1995	H7	24	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	B	B	B	65		
	11	北条中学校	地域・学校連携施設	中学校	武道場	RC	2	324	1995	H7	24	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62		
	12	北条中学校	校舎(技術棟)	中学校	校舎	S	1	280	1995	H7	24	新	-	-	-	-	長寿命	D	A	B	B	B	77		
	13	大栄中学校	校舎	中学校	校舎	RC	3	3,746	1964	S39	55	旧	済	済	H15	19	長寿命	C	C	B	A	A	68		
R4 改修	14	大栄中学校	校舎(生徒用玄関)	中学校	校舎	RC	3	408	2006	H18	13	新	-	-	-	-	長寿命	A	A	B	A	A	91		
	15	大栄中学校	校舎(技術棟)	中学校	校舎	S	1	310	1987	S62	32	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	C	C	66		
	16	大栄中学校	屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	1,534	1993	H5	26	新	-	-	-	-	長寿命	B	D	C	B	C	39		
	17	大栄中学校	地域・学校連携施設	中学校	体育館	RC	2	262	1993	H5	26	新	-	-	-	-	長寿命	B	D	C	B	C	39		
	18	大栄中学校	屋内運動場	中学校	武道場	S	2	944	1989	H元	30	新	-	-	-	-	長寿命	A	C	B	B	C	63		

※過去５年には、長寿命化計画に基づき、北条中の校舎、大栄中の体育館、大栄小の校舎の大規模改造を実施した。

※今後の計画としては、健全度の低い北条小の北校舎、大栄小の体育館、大栄中の校舎の改修を検討している。



北条小北校舎雨漏り



大栄小体育館断熱材剥がれ等



大栄中管理棟屋上防水劣化等

4 学校施設の耐災害性の強化

令和7年6月6日に国土強靱化実施中期計画が閣議決定され、避難所となる公立小中学校施設についても、耐災害性の強化が求められている。

- ・小中学校体育館への空調設備の設置 (目標 R17 に 100%)
- ・小中学校トイレの洋式化 (目標 R12 に 100%)
- ・小中学校におけるバリアフリー化 (目標 R12 に 100%)
- ・小中学校における非構造部材の耐震化 (目標 R27 に 100%)

IV-i	245	予防保全型管理への転換やストックの適正化に資する都市公園の老朽化対策	インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（約75,000公園（令和5年度時点））のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を完了した都市公園の割合 51%【R5】→100%【R12】	国土交通省
IV-i	246	学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（国立学校）	避難所や防災拠点等にもなる国立大学法人等が保有する施設のうち、点検等により早急な対応が必要とされた施設（築45年以上かつ200㎡を超える棟に存在する落下・崩落の危険性のある非構造部材（天井、外壁、内壁、窓・ガラス及び照明器具）：600万㎡）・設備（避難所機能の確保に必要な主要配管・配線：4,564km、基幹設備：5,991台）の老朽化対策（落下・崩落対策等）完了率 68.5%【R6】→76.4%【R12】→100%【R27】 災害（地震、豪雨）時の機能確保が必要な国立大学等の基盤的インフラ設備（情報通信、医療機器管理システム等）（34件）の整備完了率 0%【R6】→100%【R15】	文部科学省
IV-i	247	学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校）	避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率 18.9%【R6】→68.1%【R12】→100%【R17】 避難所等にもなる公立小中学校におけるトイレの洋式化（420,891基）の整備完了率 68.3%【R5】→100%【R12】 避難所等にもなる公立小中学校におけるバリアフリー化（201,619か所）の整備完了率 71.5%【R6】→100%【R12】 避難所等にもなる公立小中学校施設のうち、点検等により早急な対応が必要とされた施設（築45年以上かつ200㎡を超える棟に存在する落下・崩落の危険性のある非構造部材（天井、外壁、内壁、窓・ガラス及び照明器具）：3,937万㎡）の老朽化対策（落下・崩落対策）完了率 28.5%【R5】→49.1%【R12】→100%【R27】	文部科学省
IV-i	248	学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（私立学校）	避難所等にもなる私立学校施設の構造体（15,732棟及び6,683万㎡）の耐震対策完了率 93.8%【R4】→100%【R10】 避難所等にもなる私立学校施設の非構造部材（ ² 吊り天井等6,688棟及び ² 吊り天井等以外7,833校）の耐震対策完了率 39.4%【R4】→65.8%【R12】→100%【R22】 避難所等にもなる私立学校（1,207校）におけるバリアフリー化の整備完了率 37%【R4】→65%【R12】→100%【R22】	文部科学省
IV-ii	249	企業の本社機能の地方移転・拡充	地方拠点強化税制等による本社機能の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計の目標達成率 80%【R6】→100%【R9】	内閣府
IV-ii	250	民間企業及び企業間/企業体/業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及	大企業のBCPの策定完了率 76.4%【R5】→100%【R17】 中堅企業のBCPの策定完了率 45.5%【R5】→80%【R17】	内閣府
IV-ii	251	中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策	事業継続力強化計画認定件数 62,802件【R5】→90,000件【R8】	経済産業省
IV-ii	252	石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携の強化	関係機関で連携した上で、地方公共団体等のニーズに沿う形で訓練等を実施し、災害時の安定的な石油製品供給を図る。	経済産業省

(2) 部活動の地域移行（展開）について

1. 国の方向性について

(1) 現状

令和5年度～令和7年度末「部活動改革推進期間」と位置づける

⇒休日の部活動の段階的な地域移行を推進

(2) 今後 ※素案段階

令和8年度～令和13年度「改革実行期間」と位置づける

⇒原則、休日に行われているすべての部活動において*地域展開を実現し、地域クラブ活動へ転換する

併せて、地域の実情に応じながら休日と平日を包括的に検討していく

令和7年度冬頃に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（国ガイドライン）」を改訂する

2. 県の方向性について

(1) 現状

令和5年8月県推進計画を策定し、休日における部活動の地域連携や地域移行を推進
地域移行については、準備ができた部活動から行うこととする

(2) 今後 ※素案段階

令和8年度当初から県内の各市町村が部活動の地域連携・*地域展開の取組を推進していけるよう、国ガイドライン改訂の前に令和8年度から令和10年度までの「改革実行期間（前期）」における県の推進計画を改訂する予定

3. 北栄町の方向性について

(1) 現状

①地域クラブの認定はなし

②中学校部活動を任意加入とする

③地域連携型で実施

・部活動指導員、外部指導者を各校に最大5人ずつ配置

	R7	R6	R5	R4	R3
北条中	4（1）	5（2）	6（2）	5（1）	5（1）
大栄中	4	5	5	4	6（1）

*両校外部指導者を含む人数 外部指導者数は（）内

・部活動指導員配置の部活動には、休日の単独指導を依頼（R6年度：34％）

・R7年度 拠点校方式を導入（大栄中バレー部）

(2) 課題

- ・町としての方針の決定（地域展開型を進めるか）
- ・方針決定後の目標（ゴール）の設定
- ・財源の負担のあり方（運営主体の自己財源となっているが、受益者（保護者）負担だけでは、運営主体にとって魅力のある活動にならない。）
- ・地域クラブの認定（市町村が認定、市町村をまたいだ認定、認定基準など）
- ・地域展開型を勧めた場合、運営主体をどうするか（町、スポーツクラブ、その他団体・民間事業者など）
- ・指導者の確保
- ・指導者の単独指導

【参 考】

1. R7年度部活動実施状況

●大栄中

部活動	人数	顧問	部活動指導員・外部指導者
野球	15	2	
陸上競技	16	2	
バスケ男子	11	1	
バスケ女子	13	2	
バレー	12（北条5）	1	1
剣道	10	1	
柔道	16	1	1
バドミントン	24	2	
卓球	22	1	1
ソフトテニス	11	2	
吹奏楽	5	1	1
文化	17	1	
社会体育	22		
未加入	1		

社会体育は、空手、ダンス、硬式テニス、バレー、サッカー、バド

●北条中

部活動	人数	顧問	部活動指導員・外部指導者
野球	7	2	
卓球男子	13	2	1
卓球女子	7		
バスケ男子	17	1	
バスケ女子	7	1	
サッカー	7	2	
ソフトテニス	17	2	
バドミントン男子	24	2	1
バドミントン女子	14		
剣道男子	5	1	1
吹奏楽	20	1	1
美術	11	1	
バレー	大栄へ5		
社会体育	11		
未加入	41		

社会体育は、柔道、水泳、サッカー、バレー、バトン、バド、水球、バスケ

2. 部活動指導員への報酬

(1) 部活動指導員

R6 年度 運動部 6 人 2,229,840 円 (補助金 1,360,000 円)

文化部 2 人 817,760 円 (補助金 464,000 円)

(2) 外部指導者への報酬

R6 年度 運動部 1 人 89,790 円

文化部 1 人 89,790 円 (補助金 2 人分 100,925 円)

3. 北栄町立学校教職員の時間外勤務実績（令和6年度）

（1）職員数合計

- ①小学校 59人
- ②中学校 46人

（2）年間1人あたりの平均時間

- ①小学校 435.82時間
- ②中学校 254.09時間

（3）年間360時間超の職員数

- ①小学校 41人（出現率：69.49%）
- ③中学校 13人（出現率：28.26%）

4. 現在の地域クラブの要件

- ①休日の生徒の活動機会を確保することを目的としている。また、可能な限り平日も活動機会を確保できることが望ましいが必須の条件とはしない。
- ②国ガイドライン及び市町村立学校の部活動方針又は、子どものスポーツ活動ガイドライン（H26年3月県教委策定）を遵守した活動を行っている。なお、休日と平日両方の活動を担う場合は、別途活動時間及び休養日を定める。
- ③これまで部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。

(3) 体験的学習活動休業日及び夏季休業日について

1. 体験的学習活動休業日について

(1) 体験的学習活動等休業日とは

学校教育法施行令（第29条）に定められた「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日」のこと。これは、子どもたちが家庭や地域で多様な体験活動を行う機会増やし、心身の健全な発達を促すことを目的として設けられた休業日。

(2) ねらい

- ・体験活動の充実
- ・心身の健全な発達
- ・家族や地域とのふれあい
- ・保護者の休暇取得の促進
- ・地域社会の活性化

(3) 主な課題

- ・保護者の休暇取得が困難
- ・体験活動の準備不足 地域、団体が、体験活動の機会を十分に提供できない場合あり
- ・制度の周知不足
- ・経済的負担 体験活動には費用がかかる場合あり
- ・公平性の問題 すべての家庭が同じように体験活動に参加できない

(4) 県内実施市町村

- ・鳥取市 R7：4/29（火）～5/6（火）【体験的学習活動休業日：4/30, 5/1, 5/2】
R7：11/1（土）～11/4（火）【体験的学習活動休業日：11/4】
- ・倉吉市 R7：11/21（金）～11/24（月）【体験的学習活動休業日：11/21】
- ・琴浦町 R6：11/22（金）～11/24（日）【体験的学習活動休業日：11/22】
- ・南部町 R7：5/2（金）～5/6（火）【体験的学習活動休業日：5/2】

2. 夏季休業日の短縮について

(1) 令和7年度の実施期間

- ・北条小学校 7/23 (水) ～8/27 (水) 36 日間
- ・大栄小学校 7/23 (水) ～8/27 (水) 36 日間
- ・北条中学校 7/23 (水) ～8/27 (水) 36 日間
- ・大栄中学校 7/25 (金) ～8/29 (水) 36 日間

(2) メリット、デメリット

①メリット

- ・教員の働き方改革
- ・家庭の経済的な負担軽減
- ・学習効果の向上
- ・生活リズムの維持

②デメリット

- ・心身のリフレッシュ効果の低減（児童生徒、教員）
- ・生徒の学習意欲の低下

- ・熱中症のリスク
- ・体験活動の機会の損失

3. 事例

- ・例えば、夏休みを10日間短縮し、平日授業を6時間⇒4～5時間に短縮
- ・例えば、夏休みを10日間短縮し、冬休みや春休みを長くする

【参 考】

1. 学校教育法施行令第29条（学期及び休業日）

公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学期末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 北栄町立小学校及び中学校管理規則第7条（休業日）

休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（2）土曜日及び日曜日

（3）学年始業日 4月1日から同月10日までの間において校長が定める期間

（4）夏季休業日 7月20日から9月20日までの間において校長が定める期間

（5）冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間

（6）学年末休業日 3月21日から同月31日までの間において校長が定める期間

（7）その他校長が必要と認めた休業日

2 前項第3号から第7号までの規定による休業日を、教育委員会に届け出なければならない。

3. R6 倉吉市ふれあいホリデーアンケート結果

別紙